

女性活躍推進法に基づく

■男性職員に対する女性職員の賃金(医師を除く)

区分	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	91.4%
正社員	95.4%
パート	117.0%

対象期間： 令和7年度(令和7年4月～令和8年3月迄)

賃金： 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く

正社員： 医師を除く

パート： 医師を除く 尚、正社員の所定労働時間(7.5時間)をもとに人員数の換算を行っている

差異についての補足説明

医療・福祉という業種により、医師の多くは男性であり、賃金も高額になるので計算の対象外としている

■女性管理職比率 58.6%

■採用した労働者に占める女性労働者の割合 76.1%

■男女の平均勤続年数の差異

区分	平均勤続年数
全労働者	10.3年
女性	10.6年
男性	9.6年

■男女別の育休取得率

区分	育休取得率
女性	100%
男性	100%

■有休取得率 78.3%

労働施策総合推進法に基づく

■中途採用比率の公表(直近3事業年度)

	2023年度	2024年度	2025年度
正規雇用労働者の中途採用比率	100%	78%	81%